



## 環境税の最終案

制度調査部

齋藤 純

### 2005年度税制改正に向け、環境省が具体案を発表

#### 【要約】

- 11月5日、2005年度税制改正に向けて、環境省が「環境税の具体案」を発表した。
- これまで中央環境審議会で議論されてきた案に比べ、税率を軽減、税収を温暖化対策に限らず企業活力の維持・向上策にも充当することとし、経済への影響に配慮している点が特徴である。
- 今回の案に基づき環境税を導入すれば、温室効果ガス排出量が4%（1990年基準）削減されるとの試算も示されているが、導入には強い反対意見もあり、導入への道筋は見えていない。最終的には、与党税制調査会による政治判断に委ねられる可能性が高い。

#### 2005年度税制改正に向けた「環境税の具体案」を発表

- 11月5日、環境省は「環境税の具体案」を発表した。これまで環境税は、「温暖化対策税」として中央環境審議会で検討されてきたが、2005年度税制改正での導入を目指す環境省が、政府税制調査会での審議に向けて具体案をとりまとめたものである。
- 今回まとめられた具体案を、これまで審議会で検討されていた案と比較すると、税収は約半分とされ、税収の使途として温暖化対策のほかに企業活力の維持・向上策も追加するなど、経済への影響にも配慮している点が特徴といえる。従来案からの主な変更点を挙げると、下表のようになる。

図表 「環境税の具体案」におけるこれまでの議論からの変更点

	「環境税の具体案」	従来案
税率	炭素1トあたり2,400円 ・電気1kwhあたり0.25円 ・ガソリン1リットルあたり1.5円	炭素1トあたり3,600円
税収	約4,900億円	約1兆円
税収の使途	・温暖化対策に約3,400億円 ・企業活力の維持・向上策に約1,500億円	全額を温暖化対策に充当
GDPへの影響	年率0.01%減	年率0.03%減

10月21日の中央環境審議会で示された案。

- 環境税が導入されると、エネルギー（化石燃料と電気）を消費する企業や個人への負担が増加する。負担が増えることで、消費者はエネルギーの消費を抑制したり、省エネ機器等への買替えを進めること（価格インセンティブ効果）により、温室効果ガスの排出量が削減される効果があるとされている。また、環境税の税収を温暖化対策に使用することにより、さらに温室効果ガス排出量の削減効果が高まるとされている。
- わが国の2002年度の温室効果ガス排出量は、1990年度比7.6%増（2003年度の速報値では8.0%増）となっており、京都議定書で約束している1990年度からの6%削減を達成するためには、約14%の削減が必要な状況となっている。環境省では、今回の案に基づき環境税を導入すると、温室効果ガス排出量が4%（1990年基準）削減されると試算している（その場合の経済への影響はGDP年率0.01%の減少）。

## 導入には賛否両論

- 環境省による具体案の発表を受けて、産業界からは早くも反対意見が出されている。その一方で、いくつかのアンケート調査では環境税の導入に理解を示す層が少なくないという結果も出ており、単なる増税とは納税者の受け留め方が異なるのが環境税の特徴といえる。
- 11月12日には、政府税調で「環境税の具体案」を使って集中審議が行われたが、ここでも導入の賛否について明確な方向性は固まっていない。政府税制調査会が11月25日に小泉首相に提出する予定の答申では、環境税に関して何らかの記載が行われるものと思われるが、導入の是非を明確に打ち出すものとはならない可能性が高い。
- 政府税制調査会の答申の後、12月には与党税制調査会により税制改正大綱がまとめられる。毎年の税制改正は、例年、与党の税制改正大綱でどのように取り扱われるかで大枠が決まる流れとなっており、環境税の導入に関しては、最終的には政治判断に委ねられることとなる。

### 「環境税の具体案」の概要

- 具体案の概要は、次の通り。

#### (1) 課税対象・課税段階

- ・課税対象は化石燃料と電気。
- ・ガソリン・軽油・灯油・LPGは上流課税の対象とし、石油精製会社からの移出段階又は製品として輸入した段階で課税する。石炭・重油・天然ガス・都市ガス・電気・ジェット燃料は下流課税として、消費時点で課税する。

#### (2) 税率

- ・税率は炭素1トあたり2,400円。ガソリン10につき1.5円、電気1kwhにつき0.25円に相当。
- ・家計一世帯あたりでは年間約3,000円(月額250円)の負担となる。

#### (3) 税負担の減免等

- ・国際競争力の確保、産業構造の激変緩和等(エネルギー多消費産業に属する企業が消費する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスに対する軽減等)
- ・低所得者、中小企業等への配慮(低所得者等への電気、都市ガスに係る免税点の設定、中小企業の小口事業所に対する石炭、重油、天然ガスの非課税等)

#### (4) 既存エネルギー関係諸税との関係

- ・環境税収が温暖化対策の追加的財源に充てられることを考慮しつつ、歳入、歳出の性格、内容が類似する既存の石油石炭税については所要の整理を行う。

#### (5) 税収とその用途

- ・税収は約4,900億円。
- ・温暖化対策(省エネ機器の購入促進、低公害車・低燃費車の購入促進、森林の整備・保全など)に3,400億円、雇用促進などの企業活力の維持・向上(社会保険料の軽減など)に1,500億円を活用する。

#### (6) 実施時期

- ・2006年1月から実施する。